

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年12月11日	令和7年12月25日	<p>市民局の不存在による非公開決定(令和7年12月10日付大市民第582号)の決定理由は次の通りとなっています。</p> <p>アンケートの結果は、各事業の見直しや改善に繋げるために使用するが、従前から区民アンケートは、すべての区で統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行った結果であり、施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が、実施決議を行っている区長会議(所管は人事・財政部会)において、図られており、同会議において議論になることもなかったことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>ここでの「同会議において議論になることもなかった」というのは、「共通認識が図られている」ことを前提に、「区民アンケートの結果を『各事業の見直しや改善に繋げる』ことができるというのはいかなる根拠によるものであるのか」に関する議論がなされなかったという意味です。</p> <p>11月26日の公開請求には次のとおり記載しています。</p> <p>ここには「施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が区長会議において図られており」と記載されています。</p> <p>「共通認識が図られている」との説明は、行政内部における合意形成または意思決定の存在を示唆するものであり、それが区長会議という合議体において形成されたものであるならば、当該「共通認識」の具体的な内容や形成過程を示す文書（議事録、配布資料、決裁文書、報告書等）が存在しないはずがありません。</p> <p>この「共通認識」の具体的な内容や形成過程を示す文書。</p> <p>特に上記の不存在理由に記載されている「施策を進めるうえでの参考資料として役立てている」に関して、「役立てている」の具体的な内容や、役立てることができていると判断する根拠が分かること。</p> <p>(北区役所所管分)</p>	不存在		北区役所	政策推進課